

「令和6年度プログラミング教育支援員派遣業務」 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県が実施する「令和6年度プログラミング教育支援員派遣業務」を委託する者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度プログラミング教育支援員派遣業務

(2) 業務内容

小学校から高校まで県内各校で実施するプログラミング教育に係る授業支援や校内研修を行う支援員の派遣 ※詳細は別添仕様書のとおり

(3) 委託料上限額

36,922,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで。

なお、支援員の派遣は令和6年6月1日（土）から令和7年2月28日（金）までとする。

(5) 支払条件

前金払 無

2 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っている者でないこと。
- (5) 国税又は都道府県税の滞納がない者であること。
- (6) 個人情報保護遵守のため、プライバシーマーク付与事業者又はISMS取得事業者であること。
- (7) 公募開始日から過去5年間に国又は地方公共団体（以下「国等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行（完了）したこと。

3 全体スケジュール

○公募開始	令和6年2月16日(金) 10時
○質問受付期間(様式1)	令和6年2月16日(金)～令和6年3月4日(月)
○質問回答期間	令和6年3月6日(水)まで随時、HPで公開
○応募表明書の受付期間(様式2)	令和6年2月16日(金)～令和6年3月8日(金)
○応募書類の受付期限 (様式3及び添付資料)	令和6年3月15日(金) 17時
○プレゼンテーション及び審査	令和6年3月21日(木) 場所・時間は別途連絡

4 質問

仕様書及び実施要項について質問がある者は、電子メールにより行うこと。

(1) 電子メールの件名

「令和6年度プログラミング教育支援員派遣業務にかかる質問」

(2) 送信先

和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室

代表メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

(3) 受付期限

令和6年3月4日(月) 17時までに「質問票(様式1)」により行うこと。

(4) 回答

ア 質問に対する回答は、令和6年3月6日(水)まで、随時、和歌山県教育庁教育総務局総務課ホームページ内にて公開する。ただし、その内容が軽微なものにあっては、総務課教育DX推進室の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

イ 応募書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

5 応募表明

応募表明する者は、開封確認を設定した上で電子メールにより行うこと。

(1) 電子メールの件名

「令和6年度プログラミング教育支援員派遣業務にかかるプロポーザル応募表明書」

(2) 送信先

和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室

代表メールアドレス e5001006@pref.wakayama.lg.jp

(3) 受付期限

令和6年3月8日(金) 17時までに「公募型プロポーザル応募表明書(様式2)」により行うこと。

6 応募書類の提出

(1) 応募書類

- ・応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。
- ・応募書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって下記エ～キの書類に代えることができるものとする。
- ・県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

資料名		提出部数	備考
ア	応募申請書（様式3）	1部	
イ	応募資格に反しない旨の誓約書（様式4）	1部	
ウ	応募者の概要が分かるもの (会社概要紹介のパンフレット等)	正本1部 副本6部	・副本用は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消すること
エ	役員等に関する調書（様式5）	1部	
オ	登記事項証明書	1部	
カ	財務諸表 (法人の場合) 貸借対照表・損益計算書・ 株式資本等変動計算書又は それらに相当する書類 (個人の場合) 青色申告書又は白色申告書 の写し	1部	・「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって代えることができる ・官公署が発行する証明書は、申請書提出日3か月以内に発行されたもの（写し可）とする ・県税の納税証明書は、県が発行する第1号の12の2様式とする ・消費税及び地方消費税の納税証明書は、税務署の発行する様式その3で、税目を「消費税及び地方消費税」とする（その3の2、その3の3でも可）
キ	納税証明書 県税（法人又は個人事業税、 法人県民税、自動車税等） 消費税及び地方消費税	1部 1部	
ク	プライバシーマーク登録証の写し又はISM登録証の写し	1部	
ケ	当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)	1部	・契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等
コ	企画提案書	正本1部 副本6部	・「7 企画提案書等に関する事項」に基づき作成すること ・副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと

(2) 提出期間（提出期限） -

募集開始日から令和6年3月15日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から17時まで

(3) 提出方法

持参あるいは郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）

(4) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1

（5）その他留意事項

ア 実施要領の承諾

本プロポーザルに応募する者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

ウ 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、原則として認めない。

エ 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

7 企画提案書等に関する事項

（1）提案に当たっては、次に掲げるア～エの書類を作成し、提出すること。

ア 業務従事者の知識・技能（提案様式1）

①統括責任者

- ・当該業務に実際に従事する予定の統括責任者について、経歴やプログラミングについての業務経験（開発・改良・運用・保守等）を記載すること。
- ・当該職員に係る以下（ア）（イ）の書類を添付すること。
(ア) プログラミングについての業務経験（開発・改良・運用・保守等）にかかる業務経験証明書（参考様式あり）

※副本添付用は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消すること。

（イ）常勤を確認できる書類の写し（次に掲げる書面a～dのいずれかの写し）

※正本にのみ添付すること

- a 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書。直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届
- c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- d 雇用保険に加入できない者その他a～cの書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

②プログラミング教育支援員

- ・当該業務に実際に従事する予定のプログラミング教育支援員について、経歴やプログラミングについての業務経験（開発・改良・運用・保守等）を記載すること。
- ・新規雇用又は外部委託する場合は、プログラミングの知識・技能に関する採用基準や研修方法等を記載すること。

- ・当該従事者が1年以上の業務経験を有する場合は業務経験証明書を添付し、常勤職員の場合は常勤を確認できる書類の写しを添付すること。

※上記「7 (1) ア① (ア) 及び (イ)」参照

イ 業務実施体制（提案様式2）

どのような体制で業務を実施するか、以下の内容を含めて記載すること。

- ・プログラミング教育支援員の体制
- ・事故等への対応、欠員等が生じた場合の対応

ウ 業務遂行方法（提案様式3）

どのように業務を遂行するか、以下の内容を含めて記載すること。

- ・プログラミング教育支援員の派遣計画の作成方法
- ・プログラミング教育支援員の業務管理方法
- ・プログラミング教育支援員の業務改善の指導方法

エ 見積書及び積算内訳書（A4版、任意様式）

- ・消費税及び地方消費税の有無を明記すること

(2) その他留意事項

- ・用紙の規格は、A4とする。
- ・ア～ウは、それぞれ最大5ページまでとする。（アは、添付する業務経験証明書及び常勤確認書類を除いて5ページまでとする。）
- ・文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても構わない。
- ・提出部数は、「正本1部 副本6部」とし、副本は社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消又は記載しないこと。
- ・提案をカラーで行うものは、副本もカラーで提出すること。
- ・提出期限、応募方法等は「6 応募書類の提出」を参照すること。

資料名	様式	提出部数	備考
ア 業務従事者の知識・技能	提案様式1	正本1部 副本6部	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類を除き最大5ページまでとする ・添付書類（イ）は正本にのみ添付すること ・副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消すること
添付書類			
①統括責任者	(ア) 業務経験証明書 (イ) 常勤確認書類の写し		
②プログラミング教育支援員	(ア) (1年以上の業務経験を有する場合) 業務経験証明書 (イ) (常勤職員の場合) 常勤確認書類の写し		
イ 業務実施体制	提案様式2		
ウ 業務遂行方法	提案様式3		
エ 見積書及び積算内訳書	A4版任意様式		

8 応募に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 応募資格に違反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 「1. (3) 委託料上限額」を超えた見積額を提示した場合

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。

9 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 選定方法

事業者の選定は、「和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査により行う。

なお、選定委員会は、別紙審査項目に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日・場所

令和6年3月21日（木）

※プレゼンテーション審査の開催時間及び実施場所等は、提案者に別途電子メールで通知する。

イ 1 提案者あたりのプレゼンテーション時間

・プレゼンテーション 20分以内

・審査委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

(ア) プrezentationは、提案書に加えて追加資料に基づき説明することやプレゼンテーションソフトを使用し、スクリーンに投影して説明することも可能とするが、パソコン等は各自準備すること。ただし、プロジェクタ及びスクリーンは当方で準備するので、企画提案書類の提出時に申し出ること。

(イ) プrezentationへの参加は、1提案者あたり3名以内とする。Web会議システムを利用した出席も可能とするが、少なくとも1名は選定委員会の会場に来場すること。また、必要なパソコンやインターネット環境等は各自準備すること。

(ウ) 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(3) 審査項目及び評価

「プログラミング教育支援員派遣業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに応募者全員に文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県教育庁教育総務局総務課ホームページにて公表する。

ア 委託候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

10 契約

(1) 契約の締結

選定した委託候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において評価が次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した時。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

ア 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

イ 事業者に重大な瑕疵がある場合

ウ 業務遂行の意思が認められない場合

エ 業務遂行能力がないと認められる場合

オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

11 その他留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、受託事業者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏洩や開示してはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に

使用してはならない。これらのこととは、本件業務終了後においても同様とする。

(4) 契約の締結と関係予算の成立

この公募型プロポーザルによる契約の締結は、当該契約に係る令和6年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該公募型プロポーザルは無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公募型プロポーザルを中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

1.2 問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課教育DX推進室（担当：藪）

住 所：〒640-8585 和歌山市湊通丁北1丁目2-1

（和歌山県庁南別館6階）

電 話：073-441-3648

FAX：073-432-4517

電子メール：e5001006@pref.wakayama.lg.jp